

社団法人長野県産業廃棄物協会

青年部会会則

社団法人長野県産業廃棄物協会青年部会

社団法人長野県産業廃棄物協会青年部会設立趣意書

私たち青年世代は、生まれたときから物に恵まれ、食べることに困った経験もなく、便利で快適な生活を今まで過ごしてきました。

このような毎日を暮らせるまでには、戦後の復興からただひたすらに働き、昨日よりも豊かな生活を求め続け、経済成長を担ってきたわれわれ親世代のあゆみがあったことを忘れてはなりません。

しかしながら、その豊かさの代償として、人間の生産活動によって人間自らの体を蝕んでしまう公害病という悲惨な体験を通して法整備が進み、私たちの業が必要とされる時代となりました。

長野県産業廃棄物協会は、今日まで県民の生活環境の保全及び長野県の経済発展に貢献するために活動をしてまいりましたが、現代社会を取り巻く環境問題は、毎年のように法改正をしてもなお、さらに複雑で解決しがたい問題を抱えるに至って、適正処理のみならず、持続可能な社会の発展を視野に入れた、循環型社会形成への積極的な取組みを求められています。

このようにますますスピードを増し複雑に変化する諸問題を解決に導くためには、私たちの特権である「若さ」を活かし、変化に対する柔軟で迅速な対応、地球益という広い視野での環境保全や企業経営を志す情熱を持った行動を、私たち青年世代が起こさなければならぬ時が来ています。

そこで私たちは会員相互の自由で活発な交流を基盤として、日々研修に励み、よりよい経営者、リーダーを目指すことにより、循環型社会形成の推進に貢献し、このかけがえない地球上のすべての営みを私たちの責任において、未来に生きる次の世代へリレーする気概を持ち、ここに青年部会を発足しようとするものであります。

平成17年8月12日

社団法人長野県産業廃棄物協会青年部会発起人会一同

社団法人長野県産業廃棄物協会青年部会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人長野県産業廃棄物協会青年部会(以下「本部会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 本部会の事務所は社団法人長野県産業廃棄物協会(以下「協会」という。)事務局内に置く。

(目 的)

第3条 本部会は、会員相互の情報交換及び融和、親睦を図り、研修等を通して自己啓発に努めるとともに、産業廃棄物の適正処理及び再資源化等に関する知識と教養を高め、企業の幹部としての人格形成並びに経営の合理化、近代化の推進向上と協会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本部会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理及び再資源化等に関する情報収集
- (2) 会員相互の情報交換、研修、視察
- (3) 会員相互の親睦及び福利厚生事業
- (4) 協会の事業活動に対する協力支援
- (5) その他、本部会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本部会の会員は、協会の正会員及びその社員で、45歳までの者とする。なお、45歳に達したときは、その年度末までとする。

(入 会)

第6条 本部会に入会を希望する者は、入会申込書を部会長に提出し、幹事会の承認を得るものとする。

(会 費)

第7条 本部会の会費の額は、会員1名年額12,000円とする。

- 2 年度途中入会の場合は月割り計算とする。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 所属する企業が協会を退会したとき
- (2) 死亡、解散又は破産したとき
- (3) 第5条に規定する入会の資格を失ったとき
- (4) 会費を1年以上滞納したとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は退会しようとするときは、予め書面に理由を付して部会長に届けなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹事会の議決に基づいて除名することができる。この場合、その会員に対し、当該幹事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本部会の名誉を傷つけ、又は、社会的信用を失うような行為をしたとき
- (2) 本部会が行う事業を妨げ、又は妨げようとしたとき

(会費等の不返還)

第11条 会員がその資格を失った場合において、当該会員が既に納めた会費及びその他の拠出金は、返還しない。

(届 出)

第12条 会員は、所属する企業の事務所の名称又は住所若しくは事務所を変更したときは、速やかに部会長に届け出なければならない。

第3章 役員等

(役 員)

第13条 本部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 4名以内
- (3) 幹 事 15名以内(部会長及び副部会長を含む。)
- (4) 監 事 2名
- (5) 顧問及び相談役を置くことができる

(役員選任及び任期)

第14条 幹事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

- 2 部会長・副部会長は幹事の互選とする。ただし、顧問及び相談役は、会員以外から選出す

ることができる。

- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 5 役員は1社1名とする。

(役員の職務)

第15条 部会長は、本部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長が予め定めた順位に従い、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、この会則及び総会の議決に基づき、本部会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること
 - (2) 幹事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は幹事会の招集を請求し、若しくは招集すること

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議は、総会及び幹事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の権能)

第17条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、本部会の運営に関し重要な事項を議決する。

- 2 幹事会は、この会則に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第18条 通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 幹事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 部会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- 3 幹事会は、次の場合に開催する。
 - (1) 部会長が必要と認めたとき

(2) 幹事の 4 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって開催請求があったとき

(招集及び議長)

第 19 条 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(会議の定足数)

第 20 条 会議は、構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第 21 条 会議の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(議事録)

第 22 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 23 条 本部会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 財産から生じる収入

(5) その他の収入

(財産の管理)

第 24 条 本部会の財産は、総会の議決を経て、部会長が管理する。

(事業年度)

第 25 条 本部会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 26 条 本部会の事業計画及び予算は、部会長が作成し、幹事会の議決を経た上、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 27 条 本部会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、部会長が事業報告書及び収支決算書

等として作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第28条 この会則は、総会において出席した構成員の4分の3以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第29条 本会は、総会において出席した構成員の4分の3以上の議決を経て解散する。

第7章 雑 則

(委任)

第30条 この会則の施行について必要な事項は、幹事会の議決を経て、部会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、本部会が設立された日から施行する。
- 2 本部会の設立当初の総会は、設立総会をもって、これに代えるものとする。
- 3 本部会の設立当初の役員は、第14条の規定にかかわらずその任期は平成20年の総会の日までとする。
- 4 本部会の設立初年度の事業年度は、第25条の規定にかかわらず設立総会の日から、平成18年3月31日までとする。